

「熊本城 REVIVAL2026」夏季特別ライトアップ設置運営業務 基本仕様書

1 業務委託名

「熊本城 REVIVAL2026」夏季特別ライトアップ設置運営業務

2 業務目的

本市では熊本地震発災後、震災復興計画を策定し、5つの復興重点プロジェクトのひとつとして、熊本のシンボルである熊本城の復旧に取り組んできた。

平成28年熊本地震から10年の節目を迎えるにあたり、本市の復旧・復興を振り返り、熊本城及び周辺地域において一年を通じて四季ごとに「振り返り」「追悼」「感謝と恩返し」「伝承」をテーマとした関連イベント（総称：熊本城 REVIVAL2026）を実施する。

本業務は、その夏のイベントとして「追悼」をテーマに熊本城の開園時間延長期間中、熊本城有料区域内における夜間ライトアップや灯りの演出等を通じて、被災の記憶を静かに見つめなおす時間を提供し、震災の風化防止と教訓の継承、ならびに熊本城の魅力を国内外の来訪者に伝え、熊本城への関心と来訪意欲の向上につなげることを目的とする。

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）10月30日（金）

5 事業内容

（1）開催概要

会場：熊本市中央区本丸地内（熊本城有料区域内）

開催期間：令和8年（2026年）8月7日（金）～8月16日（日）

（2）熊本城特別ライトアップ企画および実施

熊本地震から10年の節目にあたり、『追悼』をテーマとしつつ、熊本城の歴史的価値と復旧・復興の歩みを表現する内容とし、市民をはじめ、国内外の多くの方々に対し、熊本城における魅力の拡大に向けたコンテンツを企画し実施する。

企画にあたっては、音響や灯りによる体験型を含む企画とし、来場者が静かに哀悼の意を表すことができ、熊本城を十分にPRできる内容とすること。資機材の調達・設置を行う場合には通行の妨げとならないことはもとより、全体を通して景観を損なわない意匠とすること。

ア 熊本城特別ライトアップ企画案の作成

熊本地震から10年の節目にあたり、『追悼』をテーマとしつつ、熊本城有料区域内において、熊本城の魅力拡大およびナイトタイムエコノミーの推進に資する特別ライトアップの計画案を作成すること。

イ 計画調整業務

- (ア) 計画調整業務として、工程表の作成、スケジュールの調整、会場レイアウトおよび熊本城内・周辺地域における導線に関する事項、関係団体等の連絡・調整を実施すること。
- (イ) 設置機器の動作に必要な電気工事等については、全ての施工を含むものとする。
- (ウ) 運営体制の確保として、業務を効率的および効果的に行うために必要となる人員の配置・管理・物品等を調達し、適切な運営体制を確保すること。

ウ 運営の実施

- (ア) 上記企画に必要となる設備・装飾・備品の設営・撤去に必要な確認や手続きは受託者にて行うものとし、疑義が生じた場合は委託者と協議を行うこと。
- (イ) 開催場所における説明・案内誘導、人員整理、警備スタッフ等の配置および安全管理を行い、火災・事故発生時の緊急対策、台風・大雨等の災害時の対応も考慮した運営を行うこと。
- (ウ) 企画の実施に必要となる設備・装飾・備品の設営・撤去に必要な確認や手続きは受託者にて行うものとし、疑義が生じた場合は委託者と協議を行うこととする。

エ 広報展開に用いるための素材作成

事業の広報物（WEB、SNS等）に共通して使用する素材を作成すること。本事業における広報用素材は、委託者が別途実施する広報・PR活動のための素材準備を目的としたものであり、広報活動そのものの企画・実施は本業務に含まない。

【留意事項】

- ① 「4. 事業実施期間」のうち、熊本城の開園時間延長（19：00～21：00頃）を想定し、詳細については別途協議により決定するもの。
- ② 企画には、来場者が体験・参加できる要素を盛り込むこととすること。
- ③ 特別史跡熊本城跡の構成要素である石垣、建造物、地下遺構等に毀損が及ばないこと、また毀損を防止する対策が十分に配慮されていること。
- ④ 仮設物の設置等、やむを得ず文化財の現状を変更する必要がある場合は、あらかじめ許可を得ること。
- ⑤ 熊本城の管理運営に支障を及ぼさないこと。
- ⑥ 「熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱」第2条に掲げる許可基準を全て満たす企画内容とすること。
- ⑦ イベントの運営にあたっては、来場者の安全等も考慮しながら適切なスタッフ人数を充てることとし、運営計画等を熊本市と事前に十分協議すること。

（3）効果測定

前号までの提案、実施した業務内容について、定量的・定性的に最も適した方法で効果測定を行い、業務途中での中間報告および業務終了後に全体を通した報告書による結果報告を行うこと。

6 提案上限額

6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務実施に当たり、第三者（熊本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務に使用する場合がある。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 一般事項

- (1) 受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。

10 事業実施報告

- (1) 業務実施報告書 4部

本業務における各業務内容の実施状況・結果及び作成資料等を取りまとめた業務実施報告書を作成すること。

- (2) イベントの写真素材・動画データ
- (3) 報告書電子データ (PDF 及び Microsoft office Word または Excel、PowerPoint)
※電子データについては電子記録媒体に(1)及び(2)を格納のうえ、提出すること。

1.1 その他

業務内容の詳細については、相手方選定後、熊本市と協議して決定する。